福祉医療費受給券・重度心身しょうがい老人等福祉助成券を送付します

問 保険医療課（☎65・6527）

8月から利用できる新しい「福祉医療費受給券」、「重度心身しょうがい老人等福祉助成券」を7月中旬に対象者に郵送します。健康保険証とあわせて医療機関等で提示すると、医療費の助成が受けられます。

交付にあたって、手続きが必要な人には、案内を郵送しますので、7月末までに手続きをしてください。対象と思われる人もこの時期に手続きをお願いします。

※手続きが遅れると、8月からの受給券等を交付できませんのでご注意ください。

【対象者】

次のいずれかに該当し、所定の所得制限を超えない人

○身体障害者手帳1～3級（4級の一部）または療養手帳（重度）をお持ちの人

○18歳未満の子を扶養するひとり親世帯の人

○65～74歳の住民税非課税世帯の人

【申請先】

保険医療課（本庁舎1階）
北部振興局福祉生活課
各支所

国民健康保険特定健診・後期高齢者健康診査受診券を送付します

問 保険医療課（☎65・6512）

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため発送を延期していた国民健康保険特定健診受診券および後期高齢者健康診査受診券を、7月中に発送します。

受診の際には、可能な限りマスク等の感染予防をお願いします。

国民健康保険証を送付します

問 保険医療課（☎65・6512）

8月から使用できる、令和2年度国民健康保険被保険者証（兼高齢受給者証）を簡易書留で7月中に送付します。留守等で受け取れなかった人は担当課まで問い合わせのうえお越しください。

〈受け取りに来られる場合の持ち物〉

来庁者の本人確認ができるもの（運転免許証、パスポート、マイナンバーカードなど）

※別世帯の人が受け取る場合は世帯主の委任状が必要です。

次のような場合は14日以内に届出が必要です

○国民健康保険の資格喪失届出
勤務先の健康保険に加入したとき、または被扶養者の認定を受けたとき

○国民健康保険の加入届出
勤務先の健康保険等の資格を喪失したとき、または被扶養者の認定をはずれたとき

※自動では切り替わりませんので、ご注意ください。

子育て支援センターからのお知らせ

問 子育て支援課（☎65・6514）

子育て支援センターでは、感染症予防のため利用制限を設けたうえで開館しています。

パパママリフレッシュ託児事業も規模を縮小して再開しています。

詳しくは、施設にお問い合わせください。

今後の予定は、子育て応援アプリ「ながまるキッズ！」子育て応援メール、市ホームページでお知らせします。

また、子育てに関する悩みや不安の相談は、電話でもお受けしていますので、お気軽にご相談ください。

問合せ

サンサンランド ☎62・3712
こどもらんど ☎74・4567
のびのびらんど ☎72・8177
あいあいらんど ☎85・5577

▲iphone用
▲Android用

毎週第2土曜日は市民献血デーです。献血へのご協力をお願いします。7月11日(土)西友長浜楽市店　10時～11時45分、13時～15時30分　詳細は滋賀県赤十字献血センターホームページまで。問健康企画課 ☎65－7779

傷病手当金を支給します

問 保険医療課（☎65・6512）〒526・8501 八幡東町632

新型コロナウイルス感染症により、仕事を休んだ場合、国民健康保険または後期高齢者医療制度の加入者で、一定の要件にあてはまる人に傷病手当金を支給します。

【対象者】

次のすべてにあてはまる人

①長浜市国民健康保険または滋賀県後期高齢者医療保険制度の加入者で、事業主から給与の支払いを受けていること。

②新型コロナウイルス感染症を発症し、または発熱等の症状があり感染が疑われたことにより、その療養のため仕事ができなくなったこと。

③療養のため仕事ができない期間が、連続した3日間（待機期間）を含む4日以上あること。

④療養のため仕事ができない期間について、給与の全部または一部が支給されないこと。

【支給額】

（直近の連続した3か月間の給与収入の合計額を就労日数で除した金額）×3分の2×支給対象日数

※支給対象日数とは、③の待機期間後で、療養のため仕事を休んだ日数※1日当りの支給額には上限があります。

▲国民健康保険
▲後期高齢者医療制度

【適用期間】

令和2年1月1日～9月30日で仕事ができなかった日

ただし、入院が継続する場合などは、最長1年6か月まで延長可能

【申請方法】

申請書類を直接または郵送で担当課まで提出してください。申請様式は市ホームページからダウンロードできます。

申請前に担当課までお問い合わせください。

後期高齢者医療制度のお知らせ

問 保険医療課（☎65・6527）
滋賀県後期高齢者医療広域連合（☎077・522・3013）

令和2年度保険料の額をお知らせします

後期高齢者医療制度の被保険者の人に、令和2年度の1年間の保険料の額や、お支払いの方法についての通知書を7月中旬に郵便でお送りします。

令和2年度の保険料は、令和元年（平成31年）中の所得に基づき計算されます。

8月1日から有効の新しい保険証をお送りします

新しい保険証は7月中に簡易書留郵便で発送します。

新しい保険証は**薄緑色**です。

8月1日以降は、新しい保険証をご利用ください。

※これまでの保険証は各自で細かく裁断するなどして処分してください。

「限度額認定証」を更新します

入院等の際、医療機関の窓口で「限度額適用・標準負担額減額認定証」（3割負担の人は「限度額適用認定証」。以下「限度額認定証」）を提示すると、医療機関での支払いが限度額までとなります。

これまで限度額認定証をお持ちで、8月以降も該当する人には、新しい保険証に同封して郵送します。

なお、対象となる人で限度額認定証をお持ちでない人は申請してください。

【対象者】

○1割負担の人で、住民税非課税世帯の人

○3割負担の人で、住民税課税標準額が145万円以上690万円未満の人、およびその被保険者が属する世帯の被保険者の人

【持ち物】保険証・印鑑・本人確認書類

【申請窓口】

保険医療課（本庁舎1階）
北部振興局福祉生活課、各支所

※被保険者本人以外の人が申請する場合は委任状が必要です。

※郵送での申請も可能です。詳しくは、担当課までお問い合わせいただくか、市ホームページをご確認ください。